

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指 定	（県政情報・文書課）	一
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業 者）（三件）	（水産林政総務課）	二
○道路の区域変更（七件）	（道路課）	三
○道路の供用開始（三件）	（同）	五
○手数料条例第二条第一項の表二百九十五の項1イ(1)の知事が指定する者 について	（建築宅地課）	五
○手数料条例第二条第一項の表三百四の項1イ(1)の知事が指定する者につ いて	（同）	六
○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の 様式）の一部を改正する告示	（出納局契約課）	六
○東北歴史博物館の観覧料の徴収事務の委託 （教育庁文化財課）	（教育庁文化財課）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決 定	（管財課）	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく指定自立支援医療機関の指定 （精神保健推進室）	（精神保健推進室）	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定自立支援医療機関の指定の辞退 （同）	（同）	七
○開発行為に関する工事の完了 （建築宅地課）	（建築宅地課）	七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 （教育庁文化財課）	七	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 （警察本部会計課）	七	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決 定	（同）	七

教育委員会

○教育委員会臨時会の開催

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和四年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和五年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和六年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和七年分）

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の指定取消等の届出

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正（令和五年分）

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

監査委員

○宮城県監査委員規則第一号の一部を改正する規則

公安委員会

○公安委員会関係手数料条例施行規則

○令和六年宮城県公安委員会告示第四十二号（少年指導委員の委嘱）の一
部を改正する告示

告 示

○宮城県告示第五百五十六号

情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十八条第二項の規定に
より、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、令和六年宮城県告示第二百四十一号（情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資
団体等の指定）は、廃止する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

公益財団法人宮城県スポーツ協会

仙台臨海鉄道株式会社

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

一般社団法人東北地域医療支援機構

公益財団法人宮城県腎臓協会

宮城県信用保証協会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

公益財団法人宮城県国際化協会

一般財団法人みやぎ産業交流センター

株式会社仙台港貿易促進センター

公益社団法人みやぎ農業振興公社

公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

一般社団法人宮城県畜産協会

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

一般社団法人宮城県林業公社

公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

宮城県開発株式会社

塩釜港開発株式会社

仙台空港鉄道株式会社

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等
公益社団法人宮城県精神保健福祉協会
公益社団法人宮城県トラック協会

公益社団法人宮城県観光連盟

公益社団法人宮城県国際経済振興協会

一般社団法人宮城県農業会議

○宮城県告示第五百五十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において

準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者

の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適

合するものと認める。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市区 域（宮城 県漁業協 会組合の 表浜支所 の地区）	小型定置漁業	令和七年三月 三日	石巻市給分浜桜畑十二 一安藤 司 石巻市給分浜大房二 一須田 稔樹	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 条に規定する漁 業	四人

○宮城県告示第五百五十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において

準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者

の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適

合するものと認める。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
東松島市 区域（宮 城県漁業 協同組合 の鳴瀬支 所の地区）	小型合併漁業 （主として刺 し網を営む漁 業）及び小型 定置漁業を併 せ営む漁業	令和七年三月 三日	東松島市浜市字新田七 十五大友水産 株式会社 東松島市牛網字下江戸 原百四十三一 鹿野 裕誉	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 条に規定する漁 業	二人

○宮城県告示第五百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
東松島市区域（宮城県漁業協同組合の矢本支所の地区）	小型定置漁業	令和七年三月十日	東松島市あおい一丁目四三番地相澤高志東松島市矢本支所不動前二百九十七番三浦正洋	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第百九十九号）第六条に規定する漁業	三人

○宮城県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 白石丸森線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
白石市大鷹沢大町字新屋敷二番一地从先から同市大鷹沢大町字大館八一番一地从先まで		前 後	五・八 四三・一	七八六・〇 七八六・〇

○宮城県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 築館登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
登米市迫町佐沼字新大瀬四六番一地从先から同市中田町浅水字新沼尻八二番三地从先まで		前 後	九・二 一五七・五	八、〇一八・一 八、〇一八・一

○宮城県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 仙台三本木線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
黒川郡大和町落合舞野字石田東無番地先から同郡同町落合松坂字滝ノ沢五一番二地从先まで		前 後	一一・九 五六・八	一、〇六六・一 一、〇六六・一

○宮城県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蔵王大河原線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間 柴田郡大河原町新寺字本屋敷五二番三 地先から 同郡同町金ヶ瀬字新開東一六八番一 地先まで	変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	A	B	五・九 二一・二	一、二五六・七		
	A	B	一一・〇 三八・〇	一、二五一・八		

○宮城県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩出山上蝦沢線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間 大崎市古川雨生沢字甲大谷川五八番二地先 から 同市古川雨生沢字甲大谷川五八番二地先ま で	変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	A	B	六・一 六・二	七・〇		
	A	B	一〇・四 一〇・七	七・〇		

○宮城県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 志津川登米線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間 登米市登米町大字日根牛字北沢山無番 地先から 同市登米町大字日根牛字中山二九六番 一地先まで	変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	A	B	六・〇 一八・〇	一〇九・〇		
	A	B	六・七 一二・〇	一一七・〇		

○宮城県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和七年三月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩出山宮崎線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前後	幅員	延長

○宮城県告示第百七十一号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請及び同法第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に係る手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）第二条第一項の表三百四の項1イ(1)の知事が指定する者は、次の各号に掲げる技術的審査等の区分に従い、当該各号に定める者とし、令和七年四月一日から施行する。

なお、平成二十八年宮城県告示第百九十一号（手数料条例第二条第一項の表二百九十九の項1イの知事が指定する者について）は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 非住宅部分の認定に係る技術的審査等 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

二 住宅部分の認定に係る技術的審査等 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

○宮城県告示第百七十二号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号中「保有する。」の「ト」[ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。]を加え、同様式の第四十条中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

様式第二号中「保有する。」の「ト」[ただし、本書の作成に代えて契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。]を加える。

○宮城県告示第百七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地

仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号
株式会社河北新報社

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
東北歴史博物館の観覧料

三 指定年月日

令和六年十二月二十日

四 委託年月日

令和六年十二月二十六日

五 委託期間

令和六年十二月二十六日から令和七年六月二十二日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県庁舎で使用する電気 年間八百六十七万キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和七年二月二十六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北電力株式会社 仙台市青葉区本町一丁目七番一号

五 契約金額 五億四千五百三十三万三千二百二十八円（税抜）

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和七年三月二十一日

一 薬局
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所在地	指 定 年 月 日
イオンスーパーセンター 石巻東店薬局	石巻市流留字七勺一番一号	令和七年三月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション共 生	大崎市三本木しらとり九番二	令和七年三月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和七年三月二十一日

一 訪問看護事業者等

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
一般社団法人白石市医師 会訪問看護ステーション	白石市大手町一番一号 健康センター内	令和六年三月三十一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和七年三月二十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
東松島市赤井字川前三番百五十九番三、百五十九番十四、百六十番十一、百六十二番二、百六十二番九、百六十九番三十六

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

福島県相馬市中村字宇多川町十七番地

フレスコ株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 東北歴史博物館電力需給 年間約二百三十一万一千キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁文化財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和七年三月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 バンブーパワートレーディング合同会社 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング三十三階

五 落札金額 五千九百九十八万六千九百二円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和七年一月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 液体クロマトグラフ質量分析装置賃借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和七年三月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東京センチュリー株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号

五 落札金額 六千八百二十二万四千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和七年一月二十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 共通管理システム等運用保守業務及びシステム移行影響調査業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和七年三月三日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 一億二千四百六十八万六千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和七年三月二十一日

宮城県教育委員会

教育長 佐 藤 靖 彦

- 一 日 時 令和七年三月二十五日 午後一時三十分
- 二 場 所 教育委員会会議室
- 三 事 件
 - 第一号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について
 - 第二号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について
- 四 傍聴者の定員 十二人
- 五 傍聴手続
 - 1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

- 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
- 六 問い合わせ先
 - 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
おおはし武彦後援会	大橋 武彦	大橋 武彦	柴田郡柴田町四日市場新宮市四一七	令和七年一月三十一日
加美の山と水を守る会	伊藤 幹子	高橋 貴子	加美郡加美町宮崎字中浦一四一	令和七年二月四日
きねぶち政博サポーターズ	杵渕 政博	進藤 昌信	登米市迫町北方字大洞二一八二	令和七年二月二十五日
そねゆうき後援会	曾根 優輝	曾根 優輝	栗原市一迫柳目字曾根除下二五一	令和七年二月二十八日
長谷川敬後援会	長谷川 敬	長谷川 敬	栗原市築館薬師四一六一三〇	令和七年一月十六日
ひらた達彦後援会	高橋 幸代	高橋 幸代	栗原市一迫真坂字南町一〇一	令和七年二月十九日
皆川忠徳後援会	皆川 奏	皆川 忠徳	仙台市宮城野区田子一七一九	令和七年二月五日
宮城未来創生会	村上玲央奈	村上玲央奈	石卷市南中里三一―一三〇	令和七年一月十四日
「ゆずり葉の会」熊谷康信登米市後援会	高橋 良	熊谷 康博	登米市中田町上沼字弥勒寺大下一	令和七年二月二十七日

○宮選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体

体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻井正人

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党仙北総支部	三浦善浩	会計責任者の氏名	二上光子	一條寛	令和七年二月七日
参政党宮城第4支部	佐野瑠津	代表者の氏名	佐野瑠津	菅原勇一	令和七年二月三日
自由民主党高清水支部	渡邊毅	主たる事務所の所在地	栗原市高清水桜丁一〇一四	栗原市高清水中佐野四〇	令和七年二月二日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

宮城維新の会	伊東信久	代表者の氏名	伊東信久	早坂敦	令和七年二月一日
		会計責任者の氏名	武田正道	鎌田英利	
		代表者の氏名	渡邊毅	武田正道	
		代表者の氏名	小野寺健	早坂敦	令和六年十月二十七日
		代表者の氏名	松本信一		
		代表者の氏名	高田孝二		
		代表者の氏名	遠藤裕美		
		代表者の氏名	高橋猛		

佐藤千昭後援会	菊池政市	会計責任者の氏名	米山茂	千葉文男	令和六年七月三十日
白石から政治と平和を考える会	平塚諒	会計責任者の氏名	嶋一二巳	小関涼	令和六年十一月八日
菅原麻紀後援会	笠間隆三	会計責任者の氏名	藤原麻由	小林茂樹	令和七年一月十五日
菅原ゆうき後援会	佐藤ひろ子	会計責任者の氏名	佐藤ひろ子	浅野信太郎	令和七年二月七日
政治結社赤心義塾	鈴木延也	会計責任者の氏名	今野智彦	秋田三雄	令和七年二月二十日
PATOAの会	斎藤悠也	会計責任者の氏名	小野齊聖	木村拓也	令和七年二月三日
光政策研究会	石川光次郎	国会議員関係政治団体区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	令和六年七月二十五日
細川運一後援会	細川運一	代表者の氏名	細川運一	赤坂和男	令和七年一月十五日
宮城県商工政治連盟	大友浩幸	会計責任者の氏名	太田大輔	武田篤子	令和六年六月二十日
岩沼支部	櫻井俊寛	会計責任者の氏名	高橋英明	鈴木孝典	令和六年四月二十五日
宮城県商工政治連盟	洞口祐一	主たる事務所の所在地	名取市増田後島三七一一二	名取市増田五一〇一一七	令和六年六月二十四日
宮城県商工政治連盟	洞口祐一	代表者の氏名	洞口祐一	小島哲夫	
宮城県商工政治連盟	前野一郎	代表者の氏名	前野一郎	庄子和	
宮城県商工政治連盟	今野和好	代表者の氏名	今野和好	山家浩幸	令和六年五月二十日
宮城県商工政治連盟	今野和好	代表者の氏名	今野和好	村上照夫	令和六年五月二十五日
宮城県商工政治連盟	今野和好	代表者の氏名	今野和好	治史	令和六年五月二十五日
宮城県商工政治連盟	今野和好	代表者の氏名	今野和好	治史	令和六年五月二十五日

○宮選管告示第二十五号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

新しい蔵王町をつくる会 勅使瓦正樹 令和七年二月二日

遠藤かずゆき後援会 遠藤 裕美 令和六年十二月三十日

大野栄光後援会 佐藤 峻 令和六年十二月三十一日

尾形陽一郎後援会 鎌田 あきら 令和六年十二月三十一日

鎌田あきら後援会 大場 一志 令和六年十二月三十一日

熊谷義彦県政研究会 熊谷 義彦 令和六年十二月三十一日

熊谷義彦後援会 門傳 仁 令和六年十二月三十一日

てしがわら正樹後援会 勅使瓦正樹 令和七年二月二日

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

熊谷義彦県政研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 熊谷 義彦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 7. 2. 13（6. 12. 31解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

熊谷義彦後援会

報告年月日 7. 2. 13（6. 12. 31解散）

1 収入総額 14115

前年繰越額 14115

2 支出総額 0

○宮選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

熊谷義彦県政研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 熊谷 義彦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 7. 2. 13（6. 12. 31解散）

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

熊谷義彦後援会

報告年月日 7. 2. 13（6. 12. 31解散）

1 収入総額 14115

前年繰越額 14115

2 支出総額 0

○宮選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

熊谷義彦県政研究会

資金管理団体の届出をした者の氏名 熊谷 義彦

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 7. 2. 13 (6. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

(その他の政治団体)

新しい蔵玉町をつくる会

報告年月日 7. 2. 21 (7. 2. 2解散)

1 収入総額 17,532

前年繰越額 17,532

2 支出総額 0

遠藤かずゆき後援会

報告年月日 7. 2. 27 (6. 12. 30解散)

1 収入総額 5,000

前年繰越額 5,000

2 支出総額 0

大野栄光後援会

報告年月日 7. 2. 25 (6. 12. 31解散)

1 収入総額 6,138

前年繰越額 6,138

2 支出総額 6,138

3 支出の内訳 6,138

政治活動費 6,138

組織活動費 6,138

尾形陽一郎後援会

報告年月日 7. 2. 13 (6. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

鎌田あきら後援会

報告年月日 7. 2. 20 (6. 12. 31解散)

1 収入総額 38,951

前年繰越額 38,951

2 支出総額 38,951

3 支出の内訳 38,951

経常経費 38,951

備品・消耗品費 38,951

熊谷義彦後援会

報告年月日 7. 2. 13 (6. 12. 31解散)

1 収入総額 14,115

前年繰越額 14,115

2 支出総額 0

てしがわら正樹後援会

報告年月日 7. 2. 21 (7. 2. 2解散)

1 収入総額 19,678

前年繰越額 19,678

2 支出総額 0

○宮城県議会第二十九期

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その経過を次のとおり公表する。

令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(その他の政治団体)

新しい蔵玉町をつくる会

報告年月日 7. 2. 21 (7. 2. 2解散)

1 収入総額 17,532

前年繰越額 17,532

2 支出総額 0
 てしがわら正樹後援会

報告年月日 7. 2. 21 (7. 2. 2解散)
 1 収入総額 19,678
 前年繰越額 19,678

2 支出総額 0
 ○宮選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会	委員長	櫻	井	正	人
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石川光次郎	光政策研究会	公職の種類	参議院議員	宮城県議会議員	令和六年七月二十五日

○宮選管告示第三十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。
 令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会	委員長	櫻	井	正	人
法第十九条第三項第一号による届出	資金管理団体の名称	取消年月日			
熊谷義彦	熊谷義彦県政研究会	令和六年十二月三十一日			

○宮選管告示第三十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった令和五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、令和六年宮選管告示第二百二十二号の一部を次のとおり改める。
 令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 櫻 井 正 人

宮城県選挙管理委員会
 委員長 櫻 井 正 人

角田市医師連盟の会の令和五年分収支報告書の要旨の
 1 収入総額中
 「1 収入総額 105,669」を「1 収入総額 122,369」に、
 「 本年収入額 83,000」を「 本年収入額 99,700」に改める。
 3 本年収入の内訳中
 「 返却金等 83,000」の次の行に、
 「 その他の収入 16,700
 一 件十万円未満のもの 16,700」を加える。

○宮選管告示第三十三号
 平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。
 令和七年三月二十一日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 櫻 井 正 人
 とよまつら淵地区多目的センター、川崎町山村開発センターの項を削る。

監査委員

○宮城県監査委員規則第一号
 宮城県監査委員規則第一号（宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和七年三月二十一日

宮城県代表監査委員 成 田 由加里
 宮城県監査委員規則第二号（宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則）の一部を改正する規則

宮城県監査委員事務局は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基づき、宮城県監査委員規則第一号（宮城県監査委員の権限に属する事務の委任に関する規則）の一部を次のように改正する。
 第二条中第一号を削り、同条第二号中イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加え、同号を同条第一号とし、同条中第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

イ 第三条第一項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理する旨。
 附 則
 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第8号

公安委員会関係手数料条例施行規則を次のように定める。

令和7年3月21日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

公安委員会関係手数料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(納付の特例)

第2条 条例第2条第4項の宮城県公安委員会が別に定める方法は、次のとおりとする。

(1) 現金により納付する方法

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定により指定納付受託者（同法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

2 前項の規定にかかわらず、条例第2条第1項の表39の項、56の項（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「車庫法」という。）第4条第1項ただし書の規定に基づく通知を行うべきことの中請により得た納付情報により手数料を納める場合に限る。）及び57の項（車庫法第4条第1項ただし書の申請に併せて行った車庫法第6条第1項の規定に基づく交付の申請により得た納付情報により手数料を納める場合に限る。）に掲げる手数料は、現金により納めなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第23号

令和6年宮城県公安委員会告示第42号（少年指導委員の委嘱）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎

表中

庄 司 大 功	栗原市若柳字川北原畑4番地4 宮城県若柳警察署生活安全課 0228-32-3111	条例別表に規定する 宮城県若柳警察署の 管轄区域
後 藤 隆 弘		
柴 田 靖 之	栗原市築館字留場中田201番地2 宮城県築館警察署生活安全課 0228-22-1101	条例別表に規定する 宮城県築館警察署の 管轄区域
小野寺 文 子		

庄 司 大 功	栗原市志波姫南畑口58番地 宮城県栗原警察署生活安全課 0228-22-1101	条例別表に規定する 宮城県栗原警察署の 管轄区域
後 藤 隆 弘		
柴 田 靖 之		
小野寺 文 子		

に改める。

附 則

この告示は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（令和6年宮城県条例第59号）の施行の日から施行する。